

帰宅困難者等対策の取組み主体と役割(修正版)

		【 発 災 時 の 役 割 】	
		情報収集・提供	支援・一時収容
主 体	[市] ①習志野市 (危機管理課・災害対策本部) ②船橋市 (危機管理課・災害対策本部)	○駅を始めとする各施設の状況を把握する(現地への職員派遣)→習志野市・船橋市相互の情報共有 ○関係機関や地域住民へ情報を提供する(一斉FAX・一斉メール・防災無線等) ○一時滞在施設や避難所の受入れ状況を確認する ○関係機関へ応援を要請する(避難誘導等) ○関係機関の総合調整を行う	○一時滞在施設や避難所へ職員を派遣する ○一時滞在施設の運営を支援する(運営は主として施設管理者が実施する) ○食料・物資等を手配・配布する ○一時滞在施設閉鎖の判断やその後の対応に係る情報を提供する
	[交通事業者] ①JR津田沼駅 ②新京成津田沼駅 ③京成津田沼駅	○運行状況を把握し、利用者に情報を提供する ○市災害対策本部に逐一、運行状況や駅の状況を連絡する	○利用者を一時滞在スペースに留める ○緊急時は、可能範囲で備蓄物資を提供する ○一時滞在施設や避難所の状況を確認する→確認が取れたい、案内する(可能であれば誘導する) ○可能であれば自社代替輸送を実施する
	[大型店] ①イオン(モール)津田沼店 ②イトーヨーカドー津田沼店 ③ミーナ津田沼店 ④パルコ津田沼店 ⑤モリシア津田沼店 ⑥ザ・ブロックビル	○駅に人を派遣して駅の情報目視等で確認し、情報を収集する ○駅や市から得た情報や安否確認方法などの情報を、利用客に提供する ○施設(安全点検結果)や従業員・利用者の情報を市災害対策本部に連絡する	○施設の安全点検を行う ○利用客・従業員を可能な限りその場に留める ○一時滞在施設や避難所の状況を把握する ○対応が困難な場合、市災害対策本部と連携し、帰宅困難者等を一時滞在施設や避難所へ誘導する ○一時滞在施設への水等の提供(協定の活用)
	[一時滞在施設] ①習志野文化ホール ②千葉工業大学 ③ホテルメッツ津田沼	○駅に人を派遣して駅の情報目視等で確認し、情報を収集する ○駅や市から得た情報や安否確認方法などの情報を、施設利用者に提供する ○施設(安全点検結果)や従業員・利用者の情報を市災害対策本部に連絡する	○安全チェックリストに基づき施設の安全点検を行う ○利用客・従業員をその場に留める ○可能な範囲で帰宅困難者等を受け入れる ○可能な範囲で水やトイレなどを提供する(市と協力) ○可能な範囲で帰宅困難者等の概数や健康状態を把握する(帰宅困難者カードの記入)
	[商工会議所・商店会] ①習志野商工会議所 ②津田沼南口商店会 ③津田沼一丁目商店会 ④船橋市前原商店会	○駅に人を派遣して駅の情報目視等で確認し、情報を収集する ○駅や市から得た情報や安否確認方法などの情報を、利用客や帰宅困難者等に提供する	○一時滞在施設や避難所の状況を確認し、場所を案内する ○可能な範囲で営業を継続する(販売が支援につながる) ○トイレや水等を提供する
	[市指定避難所] ①谷津小学校 ②第一中学校 ③第五中学校 ④前原小学校 ⑤東部公民館	○施設や避難者(地域住民)の状況を市災害対策本部に連絡する ○市災害対策本部から帰宅困難者等の情報を収集する	○一時滞在施設に入りきれなかった帰宅困難者等を受入れる(市からのリアルタイムな情報を入手する) ○可能な限り避難者と帰宅困難者等を区分けて収容する ○帰宅困難者に対し、地域住民の避難者と同様の対応を行う
	[地域住民] ①津田沼連合町会 ②津田沼北部連合町会 ③谷津連合町会 ④谷津西部連合町会 ⑤前原自治連合協議会	○帰宅困難者等の発生状況について避難所や地域住民へ情報提供する	○避難所で帰宅困難者等を受け入れる際の支援活動を行う
	[千葉県] ①葛南地域振興事務所	○県災害対策本部から情報を収集し、市災害対策本部へ提供する ○市災害対策本部から被害情報等を収集し、県災害対策本部へ報告する ○交通事業者・市等の関係機関から情報収集し県民や隣接市へ提供する	○県災害対策本部と連携し、支援や一時収容の各種対応に関する情報を市災害対策本部へ提供する。(県締結協定の活用等) ○市町村間の連絡・調整・協力体制を構築する ○県所有備蓄物資の提供・県締結の協定を活用する(葛南備蓄倉庫等) ○交通事業者と協力し、代替交通手段を確保する
	[警察機関] ①習志野警察署 ②船橋東警察署	○交通機関の運行状況や道路混雑状況等の情報を収集し、市災害対策本部に報告する ○交通機関の運行状況や道路状況等の情報を収集し、市災害対策本部に報告 ○高速道路及び主要幹線道路等の被害状況等の情報提供 ○警察(他署・交番)が入手した徒歩帰宅者や車両等の習志野市への流入、渋滞等の状況の情報提供 ○迷子保護の情報提供	○混乱の防止のための雑踏整理・避難誘導を行う ○一般車両に対する交通規制を行って緊急車両の交通路の確保する ○徒歩帰宅者が帰宅するルート上の安全確保、帰宅支援ルート(国道14号)への案内 ○その他犯罪の予防、鎮圧に関すること ○迷子・行方不明者の手配、広報
	[消防機関] ①習志野市消防本部 ②船橋市消防局	○消防・救急活動における情報を収集・提供する(市災害対策本部への報告)	○一時滞在施設や避難所における傷病者発生時の救急搬送を行う ○二次災害発生時の患者搬送・現場活動を行う

※『一時滞在施設』：主として、帰宅困難者等の宿泊・仮眠支援を行う。

※『帰宅支援施設』：主として、帰宅困難者等の水、食料、トイレ等、物資の支援を行う。原則として、避難所と異なる。

※『行動ルール等』：むやみに移動を開始しない、複数の安否確認の実施、落ち着いて情報収集・行動、助け合って行動など。

※『帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報』：「鉄道等の公共交通機関に関する情報」、「安否確認方法に関する情報」、「被害状況に関する情報」、「帰宅にあたり注意すべき情報」、「支援情報」、「余震・気象情報」など。